

令和6年度地域支援体制整備事業

幼稚園、小・中学校、高等学校、市町村教育委員会等への相談・研修支援 実施要項

特別支援教育課

1 目的

幼稚園、小・中学校（義務教育学校を含む。以下同じ）、高等学校、各市町村教育委員会等のニーズを踏まえた相談・研修支援を実施し、各学校等における教職員の専門性の向上を図り、各学校における指導支援の充実及び校内の支援体制の整備を推進する。

2 対象

(1) 相談支援

幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒とその保護者、担当教員等

(2) 研修支援

各市町村教育委員会及び幼稚園、小・中学校、高等学校等の教職員等

3 支援内容

(1) 相談支援

各学校等からの要請に応じて、相談者のニーズを踏まえて、相談支援を行う。

- (例) ・ 相談事例に対する個別の相談支援
- ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に関する支援
- ・ 校内委員会等におけるケース検討会実施の際の助言、参加協力
- ・ 校内研修の企画、運営等に関する助言、協力 等

(2) 研修支援

各学校等からの要請に応じて、研修内容及び方法を検討して実施する。

- (例) ・ 特別支援教育の制度等に関する研修
- ・ 校（園）内支援体制の整備と充実に関する研修
- ・ 障がいの理解や啓発に関する研修
- ・ 幼児児童生徒の理解に関する研修
- ・ 授業に関する研修
- ・ 指導支援の内容・方法に関する研修 等

4 組織等

教育事務所、特別支援教育センター、特別支援学校（特別支援教育アドバイザー）によって「地域支援チーム」を構成し、教育事務所のコーディネートの下、教育事務所指導主事、特別支援教育センター指導主事、特別支援学校教員が相談・研修支援を行う。

5 実施方法（※別紙 依頼手続を参照）

(1) 相談支援

ア 相談支援を希望する各学校等は、各市町村教育委員会をとおして、各教育事務所に支援要請をする。

イ 各学校等からの要請を受け、各教育事務所は、当該学校が所属する市町村教育委員会等と相談者のニーズを確認・整理し、その内容を踏まえて各教育事務所のコーディネートの下、特別支援学校教員等が各学校等を訪問して支援を行う。

ウ 相談支援を行うにあたって、特別支援学校教員を派遣する際には、各教育事務所長が当該特別支援学校長に派遣依頼を行う。また、特別支援教育センター指導主事を派遣する際には、各教育事務所長が特別支援教育センター所長に派遣を依頼して実施する。

(2) 研修支援

ア 研修支援を希望する各市町村教育委員会及び各学校等は、各市町村教育委員会をとおして、各教育事務所に支援要請をする。

イ 各市町村教育委員会及び各学校等からの要請を受け、各教育事務所は、各市町村教育委員会及び各学校と目的やニーズを確認・整理し、その内容を踏まえて各教育事務所のコーディネートの下、各教育事務所指導主事、特別支援教育センター指導主事、特別支援学校教員等が各市町村教育委員会及び各学校等を訪問して、特別支援教育に係る研修支援を行う。

ウ 研修支援を行うにあたって、特別支援学校教員を派遣する際には、各教育事務所長が当該特別支援学校長に派遣依頼を行う。また、特別支援教育センター指導主事を派遣する際には、各教育事務所長が特別支援教育センター所長に派遣を依頼して実施する。

エ 研修支援を行う際には、特別支援教育センターとの連携を十分に図って実施する。

6 実施期間

令和6年4月15日（月）～令和7年3月2週目

7 その他

(1) 相談支援の実施にあたり、職務上知り得た情報について守秘義務を負い、他に漏らしたり、他の目的で使用したりしない。ただし、本事業にかかわる会議等において、事例として報告される場合はある。

(2) 南会津地区については、南会津特別支援教育センター（南会津教育事務所）との連携により相談支援等を実施する。